

令和5年度（2023年度）
第5回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2024年3月1日（金）午前10時開会
場 所：TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 ホール5H

1. 開 会

○事務局（佐々木環境政策課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第5回北海道環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます環境生活部環境政策課の佐々木でございます。よろしくお願いたします。

本日は、委員総数16名のうち、会場でのご参加が8名、また、オンラインでのご出席が4名で、佐々木委員はオンラインでのご出席いただいております。白木委員につきましては、オンライン出席でございますが、遅れるというご報告を受けております。現在、12名のご出席をいただいております。北海道環境審議会第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、環境保全局長の竹澤からご挨拶を申し上げます。

○竹澤環境保全局長 皆さん、おはようございます。

環境保全局長の竹澤でございます。

令和5年度第5回目となります北海道環境審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、本道の環境行政の推進にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

中村会長が12月をもってご退任されたことを受けまして、前回の審議会におきまして吉中会長、井上副会長が新たに選任され、本日が最初の審議会ということになります。

引き続き、審議会の円滑な運営につきましてご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、先月、冬の真ただ中に道内でも非常に気温が上昇して、2月であるのに10度以上ということで、複数の観測地点で観測史上最高の気温を記録したという報道もありました。各地で冬のイベントも中止になるということで、気候変動による影響がますます深刻な状況になっているということを皆さんも実感されているのではないかと思います。

また、本年度はヒグマによる人身事故も6件発生しまして、死傷者も9名に及ぶということで、昨年度を上回る被害が生じています。全国的にも、東北地方を中心に熊による人身被害が増加したということで、国において熊を指定管理鳥獣に加える方向で検討されているということで、ヒグマの保護管理も大きな転換点を迎えているのではないかと感じております。

このように、喫緊の課題が多い中、環境問題の解決に向けまして、道としてもいろいろな計画をつくりながら計画的に施策を推進しているところですが、委員の皆様におかれましては、引き続きお力添えをいただきたいと思っております。

本日の審議会では、3件の報告事項のほか、北海道環境基本計画に基づきます施策の進捗状況の点検・評価、それから、北海道生物多様性保全計画の変更についてご審議をいた

だく予定としてございます。

限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれましては、それぞれご専門の立場からご意見やご助言を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木環境政策課長） 次に、お手元にお配りしました資料の確認をさせていただきます。

本日は、お手元の次第のとおり、報告事項が3件、審議事項が2件予定されております。

資料は、次第、委員の皆様の出欠表、配席図、ご審議をいただきます資料は、資料1、資料2-1から資料2-3、資料3-1から資料3-3、資料4、資料5-1から資料5-3、資料6-1と資料6-2、資料7、資料8-1から資料8-3-3を配付させていただいております。

ご審議の都度、配付資料に不足等がございましたら、お申しつけいただければと存じます。

また、本日の追加資料といたしまして、本日ご欠席されました武野委員から事前に送付のございました北海道環境基本計画〔第3次計画〕に基づく施策の進捗状況の点検・評価に関するご意見を配付しているところでございます。

配付漏れがございましたら、事務局までお申しつけください。

また、オンラインでご出席をいただいている委員におかれましては、ご発言の際、手を挙げるボタンを押すか、発言のお申出をいただくときには、会長の許可を得た後にご発言をお願いいたします。その際、マイクとビデオをオンにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、吉中会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○吉中会長 皆さん、おはようございます。

会長にご指名いただきました吉中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

全くの力不足ですけれども、皆様のご協力を得て、何とか円滑に、かつ、実のある議論をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事次第に沿って進めていきたいと思っております。

議事（1）の報告事項、その後に（2）の審議事項ということになります。

報告の一つ目、令和6年度（2024年度）公共用水域及び地下水の水質測定計画の作成について、水環境部会の中津川部会長からご報告をいただけますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○中津川委員 私から、令和6年度（2024年度）公共用水域及び地下水の水質測定計

画の作成に係る当部会の審議結果について、資料1に沿って報告させていただきます。

表紙をめくりまして、1ページ目をご覧ください。

本年の1月25日に知事から諮問がございまして、同日と2月8日の2回にわたり慎重に審議を進めて答申を行ったところでございます。

審議に当たっては、公共用水域、地下水とも、国が定めた水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準と平成16年に当部会が答申した公共用水域及び地下水の水質の常時監視に関する基本的な考え方にに基づき、水質の現況と動向を踏まえ、令和6年度の水質測定計画の作成方針を策定し、その方針に基づき、具体的な測定地点や項目、頻度等を定めていくという方法で計画を作成したところでございます。

まず、(1)の公共用水域の水質測定計画の概要についてです。

①の測定水系は、4ページの別表1をご覧ください。

河川は、重点河川14水系、一般河川29水系、その他河川21水系、合わせて64水系、湖沼は11水系、海域は21水系、合計96水系について測定を実施すべきといたしました。

再び1ページに戻っていただきまして、②の測定地点については、水域の重要度や発生源及び周辺環境等を勘案した結果、令和5年度と同様になっております。

続いて、③の測定項目についてです。

アの基本項目から2ページのキの特定項目までございますが、測定地点ごとに必要な項目を選定し、これまでと同様に、生活環境項目、健康項目に重点を置いて実施することにいたしました。

④測定頻度、⑤測定時期についても、水域の重要度や発生源及び周辺環境等を勘案した結果、令和5年度とほぼ同様になっております。

続きまして、3ページの(2)地下水の水質測定計画の概要についてでございます。

①の測定地域は、4ページの別表2をご覧ください。

地下水の調査は三つに区分して行うことにしておりまして、一つ目の概況調査は、地下水の全体的な水質を把握するための調査、二つ目の汚染井戸周辺地区調査は、概況調査で環境基準値を超える汚染が発見された地区において汚染範囲を確認する調査、三つ目の継続監視調査は、経年的な変化を把握する調査でございます。

測定地域については概況調査の調査地域で、市町村は、水質汚濁防止法政令市である札幌市、函館市、旭川市は毎年、その他の市町村は7か年で一巡する年次計画に基づいて、令和6年度は全道で25市町村を選定いたしました。

汚染井戸周辺地区調査は、札幌市、室蘭市で実施するほか、令和6年度の概況調査で新たな汚染が確認された場合は、その周辺井戸について必要に応じて実施することいたしました。

継続監視調査は、令和5年度までの調査状況を踏まえて、令和6年度は50の市と町で実施することいたしました。

3 ページに戻っていただきまして、②の測定地点と③の測定項目については記載のとおり実施することとしており、③の測定項目については、概況調査で環境基準項目の全項目を、汚染井戸周辺調査と継続監視調査では環境基準超過項目等の必要項目を測定することといたしました。

また、④の測定時期も記載のとおりですが、継続監視調査のうち、年1回調査の測定時期については、過去の調査結果を踏まえ、5月から7月または9月から11月に実施することといたしました。

令和6年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画については、これらの審議を行い、水環境部会としての測定計画案を作成し、2月8日に知事に答申を行ったところでございます。

水環境部会からの報告は以上でございます。

○吉中会長 中津川部会長、どうもありがとうございました。

ただいまご説明をいただいたことに関しまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(意見・質問等の発言なし)

○吉中会長 それでは、ご報告を承ったということで、次に進みたいと思います。

続きまして、二つ目の報告事項、温泉法の規定に基づく許可申請について、今回、温泉部会の部会長がご欠席ですので、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局（佐藤食品衛生課長） 温泉部会について、事務局よりご報告を申し上げます。

温泉部会における温泉法の規定に基づく許可申請の審議結果につきましてご報告いたします。

温泉部会では、北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項といたしまして、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可に係る処分について審議をし、その結果を北海道へ答申していただいております。

資料2-1の令和5年度(2023年度)北海道環境審議会温泉部会開催状況のとおり、令和5年12月7日に第3回温泉部会が開催されました。

第3回温泉部会の議案の一覧を資料2-2、参考資料を資料2-3として添付してございます。

第3回温泉部会は、知事から諮問のあった動力装置の許可申請につきまして審議をし、議案については全て許可相当となっております。

温泉部会における審議結果の報告は以上でございます。

○吉中会長 温泉部会での温泉法の規定に基づく許可申請についての審議状況についてご報告いただきました。

ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

○児矢野委員 単純な質問です。私が不勉強なので教えていただきたいのですが、資料2-3の表の中の備考のところには保護地域、準保護地域とありますが、これはどうい

う意味でしょうか。

○事務局（佐藤食品衛生課長） 資料２－３の備考欄の準保護地域、保護地域の記載についてでございますけれども、これについては、道で定めております要綱で温泉の掘削や使用について保護すべきところ、もしくは、それに準ずるようなところという決めがございますので、２３番が準保護地域、２４番が保護地域に該当しておりますので、備考欄にその旨を記載させていただきました。

○児矢野委員 温泉に関して保護すべき地域というのは、温泉の掘削の悪影響から保護すべき地域という意味なのですか。温泉に関する保護地域という意味がよく分からなかったもので、もう少し説明をお願いできますか。

○事務局（佐藤食品衛生課長） 温泉の資源の保護が必要な区域ということで保護地域、それに準ずるものとして準保護地域という定めをしておるところです。

○吉中会長 ほかにご質問やご意見がありましたらお願いします。

（意見・質問等の発言なし）

○吉中会長 それでは、ご報告を承ったということで、次に移りたいと思います。

三つ目の報告事項ですが、令和４年度（２０２２年度）におけるゼロカーボン北海道推進計画に基づく施策等の実施状況について、地球温暖化対策部会の山中部会長からご報告をいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○山中委員 ゼロカーボン北海道推進計画に基づく令和４年度施策等実施状況についてご報告いたします。

本件は、昨年１１月２０日に知事から環境審議会に対して諮問が行われ、環境審議会の運営要綱に基づく指定事項であることから付託された地球温暖化対策部会において調査審議を行い、昨年１２月２２日付けで答申を行っております。

お手元には、資料３－１から資料３－３まであります。資料３－１が年次報告、資料３－２に係る資料、資料３－３が答申文となっております。

早速、資料３－１の７ページをご覧ください。

７ページには棒グラフが載っておりますが、令和４年度の排出量等は、速報値がその前の年、確定値がその前々年ということになっております。

最新の令和３年度、２０２１年度の温室効果ガス排出量から二酸化炭素吸収量を差し引いた実質排出量の推定値は５，２０９万トンの見込みです。基準年度の２０１３年から２９．３％減少していますが、前年度に比べて０．６％増加の見込みになっております。

次の８ページ目は、温室効果ガスの排出量です。

同じく２０２１年度の温室効果ガス排出量の推定値は６，３３５万トンの見込みで、基準年よりも１４％減少しているものの、前年度に比べると５．６％の増加となっております。

また、９ページには１人当たりの温室効果ガス排出量が出ております。

一番右側のところですが、本道は１２．２トンの見込みで、前年度から０．７トン増加

しております。全国と比較すると依然として多くなっております。

10ページを見ていただくと、このような増減の要因はどのようなものであるかということが書かれており、家庭部門では、2021年度は少し減少しておりますが、産業部門、業務その他部門、運輸部門では増加しております。

この辺りは、コロナの影響を受ける少し前の値になっていますので、2020年度がコロナが始まったとき、2021年度がそれに次ぐ年になっており、2020年度に比べると2021年度は外出の自粛が緩和されたり、在宅の時間が減少し、家庭での電力や灯油の消費が減少したことなどがあると考えられております。

一方、増加した3部門においては、新型コロナウイルスの影響が回復したということで、産業部門では、排出量の8割ほどを占めている製造業が増加したり、業務その他部門でも経済活動が回復したりなどもありまして増加しています。運輸部門も同様に、移動が増加したことで排出量が増えているのだと思われまます。

23ページまで飛びまして、今度は吸収量についてです。

23ページですが、2021年度は、二酸化炭素の吸収量は1,126万トンになり、同年度の温室効果ガス排出量の17.8%の見込みです。

森林によるものは、コロナによって一時的に皆伐量が減少したことや、脚注にありますように、モデルの算出が少し変わったこともあるかと思われまます。

続いて、排出量に計画する取組状況についてです。

令和4年に道が行った施策の実施状況等は、この後の24ページのところからございます。

推進計画に位置づける重点的な取組の実施状況や、それに対する補助指標、関連指標、補足データ等を一つ一つ掲載しております。

そして、最後のほうになりますが、47ページをご覧ください。

これらの重点的取組が終わった後の第3章の道の事務・事業に係る取組状況についてまとめられております。

以上が北海道における令和4年度の施策等実施状況になります。

なお、個々の施策の取組や実施状況の詳細については、資料3-2の資料編にまとめられています。

そして、答申については資料3-3を見てください。

資料3-3の裏面の別紙に詳細が書かれております。

丸ポツが七つほどありますが、まず、1の温室効果ガス実質排出量の状況については、先ほど述べましたことを踏まえて、2021年度の温室効果ガス実質排出量は、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいた経済活動の回復などが要因となり、前年度に比べると増加しましたが、基準年の2013年度から目標達成までの減少傾向を維持しており、この減少傾向を確実なものとするために、脱炭素の潮流を一層加速するとともに、二酸化炭素の吸収量においては、さらなる吸収源確保の取組が必要であるとしました。

2の施策の実施状況及び今後の施策については、全体の事項として、ゼロカーボンの実施のみならず、地球温暖化防止対策条例の基本理念に規定されているとおり、環境の保全、経済の発展、道民生活の向上を統合的に実現することを目指し、各般の施策に取り組む必要があることを示しました。

そして、多様な主体による協働による社会システムの脱炭素化として、道民の意識改革や行動変容による自主的な取組がより一層促進され、排出量の削減につながるよう、具体的な手法について検討していくこと、また、気候変動の影響による道民生活、財産、環境保全の被害等の回避、軽減を図るため、気候変動への適応の取組を総合的かつ計画的に推進すること、そして、豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用として、本道の利点を生かし、各主体による再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、分散型エネルギーシステムの構築、展開などの地域経済の活性化にもつながる取組を推進することを示しました。

最後のポツでは、森林等の二酸化炭素、吸収源の確保として、計画的な森林の整備や保全、農地土壌の炭素貯留など、二酸化炭素の吸収源のさらなる確保に向けた取組を推進することという意見を取り込んで評価結果として取りまとめました。

道におかれましては、この評価結果を踏まえ、引き続き、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を積極的に進めていただきたいと考えております。

以上が報告になります。

○吉中会長 山中部会長、どうもありがとうございます。

では、今、ご説明がありました諮問、答申、報告につきまして、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

○児矢野委員 資料3-1の47ページの道の事務・事業に関する取組のところについてお伺いします。

2022年度については、2021年度から1.3%増加で、この要因としてコロナの対応が終了したので開催イベントが増えたとありますが、コロナの前と比べると2022年度はやっぱり減少しているということなのでしょうか。

それから、道の事業等の取組で増えてしまったというのも原因だと思うのですが、施設が老朽化して、財政的な事情もあり、施設の更新が進まず省エネが進まないということも一つの要因なのでしょうか。

非常に単純な質問ですが、その2点についてお願いします。

○事務局（尾原課長補佐） ゼロカーボン戦略課の尾原です。

2020年は増えていますが、道庁としても二酸化炭素排出量削減の取組を進めている中で、主な増減要因に記載しているとおり、コロナ明けで道が管理している施設の電気使用量が増加したことによって、全体としては排出量が上がってしまったと考えていますが、2013年の基準値に比べますと減少傾向を維持していると考えております。

もう一つは、施設の老朽化の影響もあるのかというご質問だと思いますけれども、道庁として、計画的に建物、施設の更新の時期を捉えて、なるべく温室効果ガス排出量が少ない建物や施設を整備する取組を進めている最中です。

○吉中会長 児矢野委員、よろしいでしょうか。

○児矢野委員 もう一点いいですか。

2030年の目標年を見ると、道全体も48%削減で道庁も50%削減になっていて、かなり野心的ですけれども、これまでの実績からいって、達成できそうなのですか。

かなりシビアな質問かもしれませんが、このまま行ったら大丈夫なのだろうか、もし大丈夫ではなさそうなのであれば対策を考えたほうがいいかなと思ったので、ご教示いただければありがたいです。

○事務局（尾原課長補佐） 児矢野委員のご指摘のとおり、目標設定の時点から国の目標を上回っており、かなり野心的で達成が楽観できるような目標を定めたわけではないということは重々承知しております。また、現状、お示ししている状況のとおり、一直線に減っているわけではないということは重々承知しておりますので、引き続き、さらなる取組の強化が必要だと思っております。

○吉中会長 ほかにございませんか。

○中津川委員 温暖化対策部会に属していながらこの場で質問するのも申し訳ないのですが、資料3-1の7ページにCO₂排出量の値が出ていて、2021年は5,209万トンのCO₂を排出しているということですが、一方、次の8ページの2021年度のところを見ますと、濃い青のところでは5,395万トンとなっていて、数字が若干違うように思うのですが、これはどうしてなのか分かりますか。

ほかの年もそうで、食い違っているように見えます。

○山中委員 これは、「実質」という言葉が入っているか入っていないかということになります。

7ページは、排出量は6,335万トンで、これは温室効果ガスでCO₂相当とした値です。そこから吸収量の1,126万トンを引くと、実質排出量は5,209万トンとなります。そして、8ページを見ると、これは二酸化炭素相当ですので、こちら側も上のところに6,335という値があって、一致しております。

○中津川委員 8ページの6,335万トンというのは、CO₂以外のものも全部足し合わせて積み上げた値ですね。

○山中委員 そうです。

○中津川委員 それが8ページの6,335と同じであると。

○山中委員 そうです。そして、7ページの図のほうも6,335となっております。これは温室効果ガスとなっておりますので、8ページのCO₂、メタン、N₂Oなどを全部足した値をCO₂換算にしているということになりますので、合っていると思います。

○中津川委員 吸収量を引いたものが5,209なので、CO₂と言っているけれども、ほ

かのガスも含む……。

○山中委員 これは、CO₂ではなくて、全て入っております。正確に言うと、「万t-CO₂」と書いていますが、本当はその後ろに「相当」と入れなければいけなくて、温室効果ガスの話が7ページに出ております。

○中津川委員 ぱっと見たときに数字が違っているので、どうしてなのかと見えてしまうので、その辺の説明をどこかに書いて分かりやすくしていただけるといいのかなと思いました。

○吉中会長 7ページの概況の下の注3に、今ご説明をいただいた吸収量を引いたものが実質排出量という説明は書いてありますけれども、CO₂換算というのはどこかに書いてあるのですか。

○山中委員 逆に言うと、CO₂とは書いていなくて、温室効果ガスとしか書いていないのです。単位がCO₂で終わっているからまずいわけで、普通はエクイバレント(equivalent)のeqとか相当という文字を小さく書いておくべきなのです。

○吉中会長 もう少し分かりやすくなったらいいかもしれないですね。

○山中委員 ここからは、部会長の立場というより、個人的な意見です。

この計画は、改定されましたが、その昔から言うと洞爺湖サミットあたりでつくられた行動計画ですが、その頃は、まだ太陽光パネルもほとんどなく、風力も少なかったので、我々の温室効果ガス削減対応は、省エネルギーとか、比較的単純なものでした。今の世界は再生可能エネルギーが増えてきていますので、積極的に減らすという状況にあります。

ですから、この報告書は、当時のものから最近のものを見てみると、随分多様なものが入っていて分かりづらくなっているんで、この報告書も新しい時代に合わせた整理が必要ではないかと思えます。

そういう状況なので、洞爺湖サミットの頃は、再生可能エネルギーといえば大規模ダムの水力発電がほとんどで、電力に対する再生可能エネルギーの値が20%前後であったのに、今は、今年度はうまくいくと40%に達する状況にあり、非常に増えてきており、そういう意味では積極的に削減のような状況には向かいつつあります。

ただ、48%に本当になるかとなると、なお一層の努力が必要だというふうにこの資料から個人的には読み取りました。

また、部会でも出ていましたけれども、施策との関係が見えづらいです。一番最初の部分で「本道は」という形で全体の姿としてどれぐらい削減されたということが出ておりますが、その後の道の施策によってどれぐらい減ったかということになると見えづらい状況にあると思えます。

ただ、とても多様な取組になってきていますので、これをどう取りまとめるかも、単純にたくさん書けばということになると担当者の作業量もどんどん増えていきますので、今後対策を取り、改良してよりよいものに変更していく必要があるだろうと一委員として思いました。

○吉中会長 どうもありがとうございます。

○上園委員 私もこの部会のメンバーですけれども、事務局に対しての質問です。

資料3-1の27ページに(3)地域の脱炭素化という項目があるのですが、四角の二つ目に地域脱炭素合意形成事業があるのです。これはとても重要な取組だろうと思っています。要するに、市町村でどのように脱炭素を進めるかということで、大きな風力発電などを設置する方法もあるけれども、地域に寄り添うというか、地域の発展や地域課題の解決につながるような取組をどう進めたらいいかが市町村は分からなくて、どうやったらいいか糸口さえ見つかっていないところが多いと思うのです。そこに対して支援をしていくという事業は非常に意味があると思っています。

これは報告となっているので、どういうことしているのかを見ていくと、もう一つの冊子の資料3-2の12ページの(ウ)の地域の脱炭素化のところでは幾つかの事業があります。

恐らく、今お話しした点については、上から三つ目の市町村の先行的な取組に対する支援というところが引がかかると思っているのですが、具体的にどういうことをされたのかということをお教えいただきたいのです。

今年度は勉強会とか講師を派遣したという類いで終わってしまっているのかもしれませんが、今後どうするかということも含めて考えたいと思っていますので、実際にどういうことをされたかを教えていただきたいと思います。

○事務局(梅田課長補佐) 地球温暖化対策課の梅田と申します。よろしくお願いします。

私どもで市町村の温暖化対策実行計画の策定支援なども担当しております。

令和4年度の取組としましては、市町村さんを集めて勉強会をしたりということが実績として挙げられます。

令和5年度においては、大きく二つの取組をしております。

まず、11月6日、7日にこの会議室で、市町村さんを集めて2日間にわたって勉強会を開催しました。もう一つは、昨年12月から2月27日まで継続的にやっていたのですけれども、計画策定の支援をするに当たって、市町村さんの人材育成が必要ということで、11月22日にここの会議室でまずゼロカーボンに関する総論編の勉強会を開催したほか、先進的な取組を見ながら、担当されている市町村さんと意見交換を行うということで、12月にZEB・ZEH編として、札幌市の動物愛護センターを見学して、札幌市のご担当者様と意見交換をしました。

それから、1月15日、16日には、釧路町でソーラーカーポートを役場につくっていたり、あるいは、釧路町に総合運動公園というところがあるのですけれども、そこにもソーラーカーポートをつくるなどの取組をしております。釧路市において太陽光発電の事例を見学するとともに、役場の職員あるいはソーラーパネルを設置した事業者さんとの意見交換を行いました。

もう一つは、次世代自動車化の関係でございます。

今年の1月に入ってから、上士幌町で自動運転バスの取組をされていまして、今はレベル2という段階ですが、自動運転バスの取組を視察するとともに役場の方と意見交換をしました。

最後に、2月27日には、実行計画をつくるに当たってどんなことができるかということとをそれぞれの市町村に持って帰ってやってもらったのですが、その発表会を行って今年度の事業を終了したという取組でございます。

来年度については、まだ道議会で予算審議中なので確たることは言えませんが、さらに一歩、取組を進めたいなということで予算を提案をさせていただいているところです。

○上園委員 今、たくさん言われたのですけれども、13ページにかなり細かく書かれています。今言われたことを箇条書きとか項目でいいと思うので、実際どういうことをしたかということに記載していただくと、道としてどういうことを支援しているのかということが分かるかと思しますので、追記をご検討ください。

○事務局（梅田課長補佐） 来年度の今頃の時期には今年度事業の説明が書かれることになると思いますので、そのようにさせていただきたいと思えます。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

（意見・質問等の発言なし）

○吉中会長 それでは、この議題もご報告いただいたということで、部会長、どうもありがとうございました。

事務局におかれましては、今日出た意見を参考にして、来年度の年次報告の作成、また、部会での審議に役立てていただければと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、審議事項に移りたいと思えます。

一つ目の審議事項ですが、令和4年度（2022年度）及び令和5年度（2023年度）北海道環境基本計画〔第3次計画〕に基づく施策の進捗状況の点検・評価について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（池谷課長補佐） 私から、資料4から資料7を使いまして、環境基本計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価についてご説明を申し上げます。

初めに、資料4をご覧ください。

令和4年度の点検・評価の取扱いについてでございます。

令和4年度の点検・評価につきましては、6月に開催しました第1回審議会におきまして審議を始め、継続審議とされていたところでございますけれども、これまでの間に令和5年度の評価を行うための最新のデータがそろったということで、そのデータを用いて令和5年度の点検・評価を実施しておりますので、そちらの審議をしていただくこととしまして、令和4年度の点検・評価の審議については終了とさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、資料5についてご説明いたします。

後ほどご説明します資料7に前回の審議会にいただいたご意見をまとめているのですけ

れども、このご意見の中で点検・評価の進め方や審議会の役割、指標の考え方についてご質問、ご意見等が多くございましたことから、改めて整理しましたので、これについてまずご説明させていただきたいと思えます。

初めに、資料5-1の点検・評価の進め方についてでございます。

審議会でご意見を伺う場面としましては、まず最初の点検・評価の実施方針などをまとめる段階、個別計画の改定などに伴って指標群の見直しなどをその場で行いますので、そこについてまずご意見をいただくということが1点です。

それから、今回、令和5年度分の点検・評価をお願いするのですけれども、その方針に基づいて道が実施しました点検・評価結果（案）についてご審議をいただくことになってございます。

三つ目の四角の中にごございますように、審議会でもいただきましたご意見を踏まえて点検・評価結果を修正するという、もう一点は、次年度に向けた施策の反映について検討していくということ、それから、次期の環境基本計画の方向性の参考とさせていただくものということで対応させていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料5-2の北海道環境基本計画の指標群についてでございます。

まず、環境基本計画では、階層構造を持った指標群という考え方を採用して、目標の達成状況や施策の進捗状況を把握することとしており、基本計画の策定時に審議会でのご意見等も踏まえながら指標群を取りまとめているところでございます。

指標群につきましては、指標、個別指標、補足データの三つに分類されておりまして、指標は目標そのものの達成状況、個別指標は目標の一部の達成状況を示すもので、それぞれ目標値が設定されているものでございます。

補足データにつきましては、目標値の設定がなかなか難しく、設定されていないものでございますけれども、その増減などを見ることによりまして、個別施策の効果や進捗状況を把握したり目標の達成状況の評価を補足したりするものでございまして、今後の施策の方向性などの検討の参考にしているものでございます。

続きまして、資料5-3についてです。

こちらは、今、説明しました指標群の一覧を整理したものでございまして、1ページ目で環境基本計画に記載されています施策とその方向性をまとめてございます。

次に、2ページをご覧ください。

例えば、分野1ですと、地域から取り組む地球環境の保全という施策になるのですけれども、この指標群としましては、三つの指標、一つの個別指標、九つの補足データが設定されてございます。

例えば、一番上の温室効果ガス実質排出量は、1ページ目の一番左端に書いてある温室効果ガス排出抑制対策の推進という中の（ア）の多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化を評価するための指標になります。

以下、分野2から分野5まで全ての指標群の設定状況を掲載しておりますので、参考と

していただければと思います。

続きまして、資料6-1からが本題になるのですが、これが本日ご審議をいただきたい令和5年度（2023年度）北海道環境基本計画〔第3次計画〕に基づく施策の進捗状況の点検・評価結果（案）です。

1ページのはじめに先ほど説明した部分がございますけれども、基本計画に書かれている点検・評価の説明と先ほど説明しましたフローを記載してございます。

続きまして、2ページからは点検・評価結果の記載になるのですが、点検・評価につきましては、表紙の裏の目次に書かれているように、分野1から分野5まで、それぞれ順番に点検・評価を行っておりまして、2ページから9ページまでが分野1、10ページから18ページが分野2、19ページから35ページが分野3、36ページから44ページが分野4、45ページから最後までが分野5となっております。

いずれの分野も、令和4年の取組状況、指標を用いた進捗状況の評価と課題、今後の取組という順で記載しているところでございます。

初めに、分野1の地域から取り組む地球環境の保全を例に取って、流れを簡単に説明させていただければと思います。

まず、1ページから5ページまで、令和4年度の取組を環境基本計画の施策の方向ごとに記載しているところでございます。

例えば、環境基本計画におきまして、施策のアの温室効果ガス排出抑制対策等の推進という中にさらに三つの施策がございます、（ア）の多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化から（ウ）まであるのですが、令和4年度にどんな取組をしたということを具体的にそれぞれ記載しているところです。

次に、4ページのイに気候変動の影響への適応策の推進、5ページにウのその他の地球環境保全対策の推進ということで、それぞれの取組を記載してございます。

それから、6ページからは進捗状況の評価と課題ということで、施策の方向の項目ごとに指標群を掲載し、それぞれの評価や課題を挙げてございます。

指標群のうち、指標と個別指標については本編の中に全て記載してございます。施策の方向によっては指標や個別指標を設定していないものもございまして、補足データのみで評価しているものについては補足データを記載しております。

資料6-2につきましては、全ての補足データも含めて指標の状況について記載してございますので、後ほどご参考にさせていただければと思います。

説明につきましては、指標の部分を主に説明させていただければと思ってございます。

まず、分野1について、資料の6ページです。

先ほど温対部会のご報告にもございましたけれども、施策のアの温室効果ガス排出抑制対策等の推進という中の温室効果ガス実質排出量については、令和2年度速報値では基準年度と比較して29.8%減少しており、平成25年度からの減少傾向が続いています。

なお、排出の約85%を占める二酸化炭素排出量では、産業部門、業務その他部門等の

排出量が基準年度より減少しており、家庭や事業所での取組が促進されたということが全体が減少した要因と考えられます。削減目標の達成のためには、さらなる排出削減や吸収源確保の取組を推進することが必要と考えておりますということでまとめているところでございます。

以下、先ほど温対部会の報告の中にもあった部分がございますので、分野1の指標の説明については割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、資料の8ページから9ページです。

その評価結果を受けまして、今後、このような取組をしていくということを整理しているものでございます。

続きまして、10ページからは、分野2の北海道らしい循環型社会の形成についてです。

17ページまでありまして、3Rの推進、廃棄物の適正処理の推進、バイオマスの利活用の推進、リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの推進について、各施策の方向ごとに令和4年度の実施内容を記載しているところでございまして、13ページからが分野2の進捗状況の評価と課題ということで指標を用いて評価しているところでございます。

アの3Rの推進では、指標である循環利用率を掲載してございます。

この指標につきましては、5年に1回の調査で把握しているものでございまして、基準年以降は調査が行われておりませんので、現時点での評価はできないのですが、引き続き、循環型社会推進基本計画に基づく取組を進めていくことにしてございます。

続いて、イの廃棄物の適正処理の推進は、指標である最終処分量を記載しています。

一般廃棄物については減少傾向、産業廃棄物は横ばいで、全体としてはおおむね横ばいとなっておりますが、一般廃棄物につきましては、1人当たりのごみの排出量も減少しているほか、人口減少により排出量が減少しているところです。

目標達成に向けましては、廃棄物の排出量削減やリサイクルの取組を一層進めていくこととしています。

この指標につきましては、以前ご意見をいただいた部分の地域別の数値がございまして、こちらを参考として14ページに掲載しているところでございます。

このほか、この施策に関しましては、一般廃棄物の排出量、産業廃棄物の排出量なども14ページ、15ページで掲載しているところでございます。

続きまして、ウのバイオマスの利活用の推進についてです。

17ページに指標である廃棄物系バイオマス利活用率と未利用バイオマス利活用率を掲載してございます。

どちらも既に目標を達成しており、十分な利活用がなされていると考えられますので、引き続き、この高い水準を維持するため、有効活用を促進するための取組を行うことにしてございます。

続きまして、17ページのエのリサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの

振興についてです。

これについては、指標、個別指標の設定がございませんので、補足データの認定リサイクル製品数を掲載しているところでございます。

続きまして、18ページには、分野2の今後の取組を掲載しているところでございます。

続きまして、分野3の自然との共生を基本とした環境の保全と創造についてです。

まず、令和4年度の取組として、19ページからは自然環境等の保全及び快適な環境の創造に係る四つの取組、21ページからは知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用、22ページからは自然とのふれあいの推進、23ページからは野生生物の保護管理ということで、それぞれ令和4年度の取組を掲載しているところでございます。

27ページからが進捗状況の評価と課題ということで、指標を用いて評価しております。

27ページですけれども、アの自然環境等の保全及び快適な環境の創造から29ページのウの自然とのふれあいの推進の(イ)の自然の適正な利用までは、指標や個別指標の設定がございませんので、補足データを記載しているところでございます。

29ページのウの(ウ)の飼養動物の愛護と管理は、犬猫の安楽殺処分数を個別指標としてございますので、掲載してございます。

重傷等の理由で安楽殺処分となるものなどが一定数存在するものの、目標は大きく達成されておりまして、積極的な譲渡活動や動物愛護団体等の協力によるものと考えられます。現在の水準を維持するため、引き続き取り組むこととしているところでございます。

続きまして、30ページからのエの野生生物の保護管理では、希少野生動植物種の保護、外来種の防除の推進については、個別指標がないことから、補足データを掲載してございます。

続きまして、31ページから33ページにかけてです。

こちらは、野生鳥獣の適正な保護管理に関する指標群を掲載してございまして、個別指標であるエゾシカ個体数指数の東部、北部、中部の各地域のデータ、また、補足データとして、エゾシカ捕獲数及び農林業被害額、ヒグマ人身被害数などを掲載してございます。

31ページから32ページに記載しています個別指標のエゾシカ個体数指数につきましては、いずれも近年増加傾向にございまして、特に東部地域では、令和4年度個体数指数が過去最高に達した可能性があるということで、個体数の減少に効果的な雌鹿の捕獲数が目標を達成していないことなどが要因と考えられるということでまとめてございまして、今後の目標達成に向けまして、エゾシカ捕獲推進プランに掲げる目標捕獲数を継ぎ増しするほか、雌鹿の積極的な捕獲のPRなど、捕獲の推進を図ることとしているというふうにまとめてございます。

34ページからは、今後の取組をまとめたものでございます。

36ページからは、分野4の安全・安心な地球環境の確保について記載しているところでございます。

令和4年の取組として、36ページからは、アの大气、水などの生活環境の保全、39

ページからは、イの化学物質等による環境汚染の未然防止、40ページからは、その他の生活環境保全対策ということで、それぞれの取組を記載しているところでございます。

41ページからが進捗状況の評価と課題ということで、(ア)の大気環境の保全におきましては、指標である大気環境基準の達成率を掲載してございます。

近年は、目標である100%を達成しておりまして、これまでの取組により、高い水準を維持できているというふうの評価してございます。

(イ)の水環境の保全では、指標である水質環境基準達成率を掲載してございます。

令和4年度の達成率は90.8%とおおむね横ばいとなっております。達成できていない主な要因としましては、外部との水の交換が起こりにくい閉鎖性水域の達成率が低いことが影響しているおりに、未達成水域では、地元自治体や住民らで協議会を設置するなど対策を行っていることから、引き続き国や市町村などと連携しながら取組を推進することとしています。

42ページの(ウ)の騒音・振動・悪臭防止、土壌汚染・地盤沈下対策についてです。

指標としましては、騒音に関する環境基準達成率を掲載しているところでございます。

続きまして、43ページのイの化学物質等の環境汚染の未然防止でございますが、個別指標となっている化学物質のダイオキシン類の環境基準達成率を掲載してございます。

一番下のウのその他の生活環境保全対策では、個別指標はございませんので、補足データである公害苦情件数を掲載しているところでございます。

44ページに分野3の今後の取組をまとめてございます。

続きまして、45ページは、分野5の共通的・基盤的な施策となります。

令和4年度の取組につきまして、45ページからは環境に配慮する人づくりの推進、46ページからは環境と経済の好循環の創出、49ページからは環境と調和したまちづくり、基盤的な施策に関してそれぞれ掲載しているところでございます。

51ページからは、進捗状況の評価と課題となります。

(ア)の環境教育の推進・環境に優しいライフスタイルの定着というところでは、指標である環境配慮活動実践者の割合を掲載してございます。

評価としましては、令和5年度に実施した道民意識調査で環境配慮活動実践者の割合が71.8%となっているということで、令和元年度から上昇しているところでございます。道民の環境への関心が高まり、環境に配慮した行動増加につながっているものと考えられます。

引き続き、取組を進め、より多くの道民事業者に対し、環境に配慮した行動の実践を促していくこととしています。

次の環境に配慮した事業活動の推進という部分では、指標である道の事務・事業における温室効果ガスの排出量を掲載しているところでございます。

続きまして、52ページに参ります。

環境と調和した産業の展開という部分では、個別指標であるYES! clean作付面

積を掲載してございます。

平成30年度以降、減少傾向にあります。原因としては、気候変動に伴う病虫害の発生の増加や高齢化による生産集団の解散などが考えられるということで、今後、産地に対する働きかけなどのほか、消費者や流通業者のPRによる消費拡大に取り組むこととしてございます。

(ウ)の環境ビジネスの振興では、補足データである環境関連ビジネスを実施する企業の割合を掲載しております。

53ページの環境と調和したまちづくりでは、個別指標として、省エネ基準に適合する住宅ストックの割合を掲載してございます。

順調に増加しております。北方型住宅の普及促進、市町村における取組支援などによるものと推察されております。

引き続き、脱炭素化に資する対策を取り入れた北方型住宅ZERO等の普及などに取り組むこととしています。

最後に、エの基盤的な施策では、補足データである海外からの研修受入れ人数を掲載しているところでございます。

54ページには、今後の取組を記載しているところでございます。

令和5年度の点検・評価の結果は、簡単ではございますが、今のような状況でございます。

最後に、資料7として、前回の審議でいただいた各委員の皆様からのご意見、ご質問と事務局からの回答をまとめてございます。

かいつまんでご説明いたします。

1番目は白木委員からのご質問で、新エネを増やすことでどのぐらいCO₂の排出量が減少するのかということですが、算定根拠につきましては、4枚目の添付資料1としてつけてございますけれども、約603万トンのCO₂が削減されると算出されているところでございます。

2番目は、増加する新エネ電力のうち、道内で使用される電力はどのぐらいかといったご質問でございましたけれども、算定根拠は、添付資料2としてつけてございますけれども、目標年度である2030年に道内で使用される電力は164億9,000万トンとなっております。

3番目は、新エネの導入目標の達成により、ゼロカーボン北海道推進計画の目標が達成できるのかということですが、ゼロカーボン北海道推進計画では、新エネの導入だけでなく、その他の取組を含めてゼロカーボン北海道の実現を目指すこととしてございまして、削減目標につきましては、お示しした新エネ導入の目標達成も前提となっているところでございます。

削減目標の算出方法につきましては、添付資料3をつけてございます。

4番目は、新エネ導入量発電分野の目標値設定の考え方についてでございますけれども、

省エネ・新エネ促進行動計画で定める新エネの導入目標値につきましては、今後の需要の変化等を考慮しながら、需給調整に対応できるシステムの構築など、環境整備が図られることで、2030年度までに達成できる最も高い水準を目標として、有識者会議を経て設定されているところでございます。

5番目は、ゼロカーボン北海道推進計画の目標達成に向けた今後の取組についてでございますけれども、こちらも様々な分野における脱炭素の取組を充実することにより実現に全力を尽くしていくこととしております。

3ページに参りまして、6番目は、指標群の見直しに関連した炭素貯蔵量と森林吸収量の関係についてですが、どちらも森林が持つ地球温暖化防止機能を表すものですが、炭素貯蔵量というのは森林全体が蓄積した炭素の量でございます、森林吸収量は適切な整備や保全が行われた森林が吸収した二酸化炭素の量でございます。

炭素貯蔵量につきましては、もともと個別計画であります北海道森林づくり計画の中に入っていたのですが、その改定によって同計画の指標から削除されたということで、今回から森林吸収量を個別指標としているものです。

4ページに参りまして、7番目は、バイオマス利活用の目標年が令和4年度となっているが、見直しはしないのかというところですが、令和5年度の点検・評価は令和4年度の取組を掲載しているということで、指標群につきましては、現時点で把握できる最新の数値で評価を行っているところでございます。

バイオマス利活用推進計画につきましては、現在、見直しに向けて検討を行っているところでございまして、今後、また新たな目標を掲げる予定としておりますので、その際には、併せて環境基本計画の指標についても見直しを行うこととしているところでございます。

そのほか、目標年次が近づいているものにつきましても、順次、個別計画等の改定に合わせて環境基本計画の指標としても見直しを行っていくことにしてございます。

それから、速報値でもいいのでなるべく早く実績を出す工夫をとるところですが、これにつきましては、温室効果ガス排出量につきましては、確定時だけではなく速報値、推計値も掲載しておりまして、そのほかのものにつきましても、すぐに対応することはなかなか難しい部分もあると考えてございますけれども、それぞれの指標を所管する関係課とも意見交換をしながら、対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、8番目は、ヒグマ対策を例に、別の会議で達成状況の点検・評価がされ、それを環境審議会で説明するのかというご質問ですが、ヒグマに関しましては、北海道ヒグマ保護管理検討会で今回お示ししましたデータなども参考にして今後の施策が検討されているところでございまして、そういったものを踏まえて今回の点検・評価を実施しているものでございます。

その他の指標につきましても、個別計画の評価の中で、有識者会議などにより議論されているものもございまして、この審議会におきましては、そういったものを含めて、

今回、道が実施しました点検・評価の結果の案についてご意見をいただきまして、いただきましたご意見につきましては、冒頭、資料5-1でご説明したような形で施策の見直し、点検・評価などに反映させていければと考えているところでございます。

9番目は、指標設定の目的、現状に対する対応についての記載など、指標群に関するご意見などございましたけれども、いただいたご意見を踏まえまして、今回、指標群の設定の考え方などを資料5-2と資料5-3、資料6-2の関連指標群の状況などに環境基本計画における施策の基本的な方向性や指標設定の考え方の記載をまとめたものでございます。また、評価の中で、指標群の進捗などについてもできる限り具体的に記載をさせていただいたところでございます。

繰り返しになりますけれども、今回の点検・評価に使用してございます指標群につきましては、資料6-2として全てまとめてございますので、ご確認をいただければと思います。

以上で、点検・評価に関する説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○吉中会長 ご説明をどうもありがとうございました。

それでは、今ご説明をいただいた点検・評価につきまして、どこからでも結構ですので、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

○井上副会長 資料6-1の31ページ、32ページのエゾシカの個体数指標で確認ですが、三つのグラフの縦軸は、平成23年度を100%としたグラフなのでしょうか。縦軸の単位が抜けております。

その上での質問ですけれども、平成23年度の頭数を適正な生息数とみなしているのかということにも関係してくると思います。文章中には「平成24年度以降は減少に転じたが」とどの地区にも書いているのですが、平成23年以前の数値はグラフになっておりませんので、その辺も分かりにくいと思いました。平成23年からのグラフにした理由も併せてご説明ください。

○事務局（橋本課長補佐） 自然環境課の橋本です。

平成23年度については、まだエゾシカ対策条例ができる前でしたので、道の施策として緊急対策期間を設けて集中的に捕獲を増やしていこうということで、国の新たな交付金の制度なども立ち上がった中で、交付金で支援して市町村の捕獲を伸ばすということを進めておりました。このときにエゾシカの生息数の指数が減少に転じたということが確認されておまして、まずは減少に転じた時点の平成23年を目標にして、現状は上向きになっておりますので、そこに向かおうというような設定と聞いております。

○井上副会長 平成23年が一つの目標の数値になっているということですね。

そうすると、グラフとしては縦軸が100%という単位になるのですね。平成23年を100とした数値ですね。

分かりました。ありがとうございます。

○吉中会長 ほかにございますか。

○大橋委員 資料6-2が一番分かりやすいと思うのですが、本件については、進捗状況の点検・評価ということですが、評価というところが分かりにくいと思いました。

どれがというわけではないですが、全般でいくと、例えば、数値が減少しているので順調に推移していますという書きぶりもあれば、単に数字が下がっていますという書きぶりもありまして、下がっているからいいのか悪いのかというところがよく見えないのです。

ですから、もし可能であれば、各々のデータの左側の指標群名称の欄の下のところに○とか×とか△を入れることが可能であれば、そういう表記をしていただくと、この項目については順調に行っているということが一目で分かると思います。

言うのは単純ですけども、全部にそれを書けるかどうかは検討が必要かと思いますが、そういう工夫があったほうがいいと思いましたので、意見として述べさせていただきます。

○吉中会長 おっしゃっているのは、資料6-1の点検・評価結果の中に書かれている各項目の評価について、この指標群の資料6-2のほうでももう少し分かりやすく書けないかということですね。

事務局、いかがでしょうか。

○事務局（池谷課長補佐） できるだけ分かりやすい評価としたいので、例えば、目標に向かって順調に減っているものであれば○をつけるとか、工夫しながら来年度の評価に反映させていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○吉中会長 ほかにございますか。

○中津川委員 資料6-1の7ページで、森林の吸収量の令和12年度の目標が850万トンになっています。この数字は純粋に森林だけの吸収量なのですけれども、先ほど、山中部会長からご説明をいただいた資料3-1の7ページを見ますと、吸収量が令和12年度で1,142万トンという数字がありまして、この850万トンというのは純粋に森林の吸収量なので、もちろん1,142万トンの内数になっているのですが、それ以外に農地土壌などの吸収量があると思うのです。

要するに、農地土壌の数字もあるのですけれども、そういうものを指標にしないでいいのかということなのです。

資料3-1で言うところの1,142万トンという数字を目標に据えないと実質の削減はできないと思いますので、そういうものを指標にしてやっていかないと駄目ではないかと思うのです。

これは、純粋に森林の分の850万トンだけしか目標にしていけないので、それ以外の部分を見込んだ目標にしなければならないのではないかという考え方です。いかがでしょうか。

○吉中会長 指標群でいいますと……

○中津川委員 資料3-1の23ページの内訳が載っているものです。今、画面にお示し

いただいているものです。

森林と農地土壌と都市緑化というもので吸収量を見込んで、それを全部足したものが1,142万トンなので、その辺も全て指標にして削減を見ていかないと駄目なのではないかという考えです。

○吉中会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（池谷課長補佐） おっしゃるとおり、ゼロカーボンの年次報告で目標値を、毎年のデータも出しています、それは基本計画に反映することも可能だと思いますので、そういった方向で評価していければと思います。よろしくお願いします。

○中津川委員 よろしく申し上げます。

○吉中会長 確認です。現時点での指標群には、全体の温室効果ガス実質排出量についての指標群があり、その中に中津川委員がおっしゃった森林以外の吸収量も入っていると思うのですが、今ご回答いただいたのは、今回の点検・評価の際にも個別の森林、農地土壌、都市緑化についての指標群あるいは指標を補足指標か何かで加えるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（池谷課長補佐） 今年度の評価を修正していく方向で検討したいと思います。

○吉中会長 ありがとうございます。

○山中委員 今のところですけれども、国の算定からの案分とあるので、私たちがコントロールできるようなものではない部分もあり、こういう指標を入れることはできますが、本当に信頼していいかどうかは、この文章からは私は疑問に思います。

具体的にどのようにやっているかによりますけれども、信頼性も加味した上で考えていただきたいと思います。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 二つあります。

一つは、割と大きな話で、この基本計画と進捗状況の点検・評価の指標等の作業と、他の関連する計画との関係はどうかということを知りたいです。

というのは、この後にやることになっている生物多様性保全計画がありますけれども、これは、今回は変更なので、既に前から存在しているものだと思うのです。その内容と環境基本計画の特に分野3が実質的にかなり重複するのです。他方で、資料6-1の19ページ以降には、生物多様性保全計画の話の言及が全くないという状況です。今、新しいものは議論をこれからする状況ですけれども、既存の計画との連関はどうなっているのかということが気になりました。

例えば、評価指標とか項目において、生物多様性保全計画のほうがより詳しいのではないかと思うのですが、多少なりとも、考え方や方針がシナジーになっているのか、基本計画の中に反映されているのかというあたりが気になりました。恐らく、法的根拠は違うと思うのですが、実質的には同じことを扱っているのでは、もう少しうまく連動できれば、相互にとっていいという気もしました。

私の印象では、環境基本計画のほうが実質的に上位で、生物多様性保全計画のほうが専門的な一部分という感じになるという気がしますが、そうだとしたら、もう少し工夫をされたほうが構造的にいいのではないかという気がします。

2点目は、騒音対策の分野4のところについてです。

資料6-1の38ページです。

ふと思ったのは、風力発電施設の騒音、振動の問題というのは、私は聞いたところでも地域住民からかなり出ている可能性があります。自治体に相談しても権限とか管轄の問題があつてなかなか難しいという話もあるのですが、風力発電施設の騒音・振動対策というのは、ここを見ると、事業場に入るのかよく分かりませんが、あまり意識されていないようです。特に小型風力発電の振動・騒音問題というのは、ここ数年間の話だと思うのです。規制する国の法律があるのかないのか、私は不勉強で分かりませんが、その辺りはどうなのかと思いました。道民に密着した形の基本計画の内容と推進ということになると、今後の課題かもしれませんけれども、このあたりはどう扱われているのかということについてお話しただければありがたいです。

○吉中会長 2点のご質問です。事務局からお願いします。

○事務局（池谷課長補佐） まず1点目の個別計画の関連についてです。

例えば、今回ありました分野1のゼロカーボン北海道の実現に関するものにつきましては、年次報告という形で部会で審議して、資料3-1としてまとめたものでございまして、今回の環境基本計画と重複するところがありますので、そちらをまとめた形で環境計画の点検・評価という形になっております。

お話の中にありました生物多様性保全計画につきましても、今は、毎年度、点検・評価をしているものはないので、こちらで点検・評価をやっている形になっています。この後、ご説明があると思うのですが、その次の新しい計画から点検・評価をすることになると思います。もしやることになれば、個別計画でやったものをこちらに持ってきて点検・評価を行うという整理になると思います。

2点目の風力の騒音・振動に関しては、循環型社会推進課からお願いします。

○事務局（吉岡課長補佐） 循環型社会推進課の吉岡と申します。

ご質問の風力発電についてです。

騒音防止法の中では、その辺が法規制の対象になっていないところがございます。また、法規制も、住宅とか、商業施設とか、土地利用に合わせた形で規制区域を設けていて、その中で決められた対象施設に関して規制をしているような法律になってございまして、一般的に風力発電が住宅地ではない遠いところに設置されているケースも多いことから、一般的には規制区域外のところで、なおかつ法の対象にならない設備というところで、規制がなかなか難しい状況です。

○児矢野委員 最初ですが、ゼロカーボンのほうは資料6-1の中に明文で出てくるのです。ただ、生物多様性保全計画に関しては、該当分野の中に全く出てきていないことが気

になっています。確かに、指標のところは今後ということだと思いますけれども、重複しているので、既存の生物多様性保全計画の内容がこの中に反映されているのかということが気になっております。その辺りは今後の課題かもしれませんが、相互の関係がもう少し明確になる形で記述をしていただくほうがいいという気がしました。

それから、振動の話ですけれども、確かに法令がないところでやるのは難しいと思います。これは将来に向けての課題かもしれませんが、実際に再エネを推進するためには、その対応が今後必要になってくると思います。

これは、環境省の環境影響評価課の関係者と話したときに言っていましたけれども、再エネ施設が地元住民の間で迷惑施設になりつつある感じもあって、そのことを考えると、そういうものが今後の再エネの推進の支障になっていく可能性もあるので、道が独自に何かというのは難しいかもしれませんが、法令の根拠がないとできないような話ではないところでご検討いただいたほうがいいという気がします。

○吉中会長 今のご意見を受け止めていただいてよろしいでしょうか。

○事務局（池谷課長補佐） 個別計画の関連は、特に生物多様性保全計画についてご指摘がございましたので、来年度の評価から、内容が新しくなる部分もございますので、そういったものを交えながら、記載の中でどう反映できるか、考えていきたいと思います。

○吉中会長 再生可能エネルギー施設からの騒音被害等についても、今後、しっかりと検討していただくということでよろしいでしょうか。

○事務局（吉岡課長補佐） 承知いたしました。

○吉中会長 一つ目のご意見の生物多様性保全計画は、まさにこの後、ご議論をいただくこととなりますけれども、今、点検・評価を行っている環境基本計画〔第3次計画〕の中には、今見ますと、道の施策の体系のところで、個別計画である生物多様性保全計画に基づき、具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進しますというような書きぶりがありますので、それに沿ってこれからもやっていただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

新しい保全計画ができた暁には、それに沿った形でまたご議論をいただければと思います。

ほかにかがででしょうか。

○白木委員 白木です。よろしくをお願いします。

私が以前質問させていただいたことに関して、

先ほど資料7の1番として説明していただいたのですが、それに対するご回答が理解し切れていないです。

私が伺ったのは、あくまでも再エネ導入によってCO₂が減らされる分、つまり、再エネを代替のエネルギー源として使うことで化石燃料の使用が減り、その結果、CO₂が減少するということを踏まえて、再生可能エネルギーの導入によってCO₂の削減と言うのではないかと思ったのです。

回答としては、資料7の添付資料1に基づいて603万トンが削減されるので、再生可能エネルギー導入によってそれだけ減らされるという回答だったと思うのですが、603万トンというのは、火力発電を減らすとか、たき減らしをすれば、そういった算出によって示されている値なのかということをお教えいただきたいです。

○事務局(尾原課長補佐) 再エネを導入した新エネを増やすことでどれくらいのCO₂排出量が減少するのかわかるというお話かと思えます。

再エネを導入する前は、白木委員のご指摘のとおり、化石燃料なり何なりの再エネではない電源によって、CO₂を排出しながら発電されているわけですが、将来、再エネを導入することで何が減るのかという予測まではできませんので、個別に再エネを導入したことで火力は減っているのかとか天然ガスの発電所が減ったのかということまでは予測できておらないところです。

603万トンのCO₂は、新エネを導入することで電源が確保されて、道外に移出されずに道内でこれだけ使われるという予測の下、それをCO₂換算するとどれほどかというところを算出して出した数字になっております。すなわち、再エネ導入によってこの603万トンのCO₂の削減がされる見込みであるというご説明になってございます。

○白木委員 そうすると、ここに書かれているのは、再生可能エネルギーを導入したから削減されるCO₂量ではないということですか。

再生エネルギー自体がCO₂を吸収するわけではないので、化石燃料を出すようなエネルギー源の代わりに再生エネルギーを導入するということが削減になると思うのです。

今後、再エネを増やすという一つの大きな目標の根拠としては、CO₂を削減するために再エネを道内に増やしていくという目標が掲げられているので、その点をはっきりさせることがとても重要だと考えているのですが、道としてのお考えを聞きたいと思えます。

○吉中会長 いかがでしょうか。

○事務局(尾原課長補佐) 道内の新エネ、再生可能エネルギーの電源が増えて、かつ、そこでつくられた電気が道内で利用されることによって、道内の家庭なり産業なり、需要側、エネルギーを使用する側のCO₂が減っていくということが大事だと思っておりますので、再エネ電源を増やすということを目指している状況ですけれども、回答になっているでしょうか。

○白木委員 今のところ、再生可能エネルギーは代替エネルギーとしてCO₂の削減に貢献させるということではないということですね。将来的に道民が使うエネルギー源が変わっていくことで、化石燃料もそれに伴って減るかもしれないというぐらいの感じですか。

○事務局(尾原課長補佐) いいえ。現在、我々が温室効果ガス排出量をどうやって算定しているかという、使用量に対して、各電力会社の電力排出係数を掛けてCO₂を換算していくということで、発電事業者の再生可能エネルギー発電率が高まれば高まるほど、当然のことながらCO₂の排出は減ると思っております。今後、CO₂を削減するに当たって、再生可能エネルギーがどんどん増えて、かつ、道民の皆様、道内の事業者の皆様が再エネ

にどんどん転換していくということは、今後、CO₂削減に対してますます重要になっていると考えているところです。

○吉中会長 先ほどの議題でご報告をいただいたゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する年次報告の中でも、今、事務局からご説明をいただいたような視点で排出量が算出されていると私は理解しております。

例えば、資料3-1の13ページに北海道電力の電力排出係数についてという説明がありますけれども、私の理解で申し上げますと、再生可能エネルギーあるいは新エネルギーが増えることによって、結果として排出係数も変わるということで排出量全体が削減されることを目指しているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 結構です。

○吉中会長 白木委員、いかがでしょうか。ご理解をいただける説明になっていますでしょうか。

○白木委員 では、火力発電量が減るというのは、たき減らしをすることで減らされていくということでしょうか。

○吉中会長 再生可能エネルギー、新エネルギーで発電が賄えるようになれば、その分、いろいろなエネルギー源の電力量も減っていくということですね。

○事務局（梅津新エネルギー係長） ゼロカーボン産業課の梅津と申します。

委員がおっしゃるように、実態は追えていないですが、恐らく火力の割合も今後下がっていくことになりまして、電力の排出係数と呼ばれるものがだんだんと下がっていくはずなので、何年後かに試算をした場合、その当時の排出係数で算出をすることになり、その分が盛り込まれて、恐らく排出量も下がるという考え方でございます。

○白木委員 分かりました。

今、いろいろ再生エネルギーを増やしていく中で、実際の効果としてどのように示されているのが道民にとって分かりづらい構造になっているので、実際に火力発電所が減っていくわけではないような状況ですね。

そういったところが分かりやすく示されることが重要だと思います。

ありがとうございました。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

（意見・質問等の発言なし）

○吉中会長 ありがとうございます。大変貴重なご意見をいただきました。

ざっと申し上げますと、まず、エゾシカ個体数の指数のところ、縦軸の単位が全く分からないというようなことがありましたので、そこをご検討いただきたいと思います。

それから、評価の部分を二つ目の資料の指標群の個々の指標のところに書くということを来年の評価の際に考えていただければありがたいということです。

それから、中津川委員から、森林以外の吸収源のことをどうするのだということでした。例えば、私から申し上げたとおり、一番最初の指標群の辺りに注意書きか何かで書いてい

ただくのもいいと思いました。

さらに、山中委員がおっしゃった農地土壌等についての信頼性云々ということについても、必要があれば注意書き等で書いていただければいいと思います。

それから、児矢野委員からの生物多様性保全計画は申し上げたとおりです。風力発電についても、今後、しっかりとご検討いただければと思います。

それから、白木委員からのご意見ですけれども、新エネ、再エネが増加することで温室効果ガス全体がどう減っていくのか、エネルギーソースごとに今後少し検討していただき、分かりやすく説明していただく機会を持っていただけるとありがたいと思います。

よろしいでしょうか。

○児矢野委員 私の意見というより、追加資料1で出されているのですが、武野委員は今日ご欠席なので、この意見の扱いをどうするかというのは手続的にあると思いますが、幾つか具体的に書いておられるので、これはどうなのかというのが気になりました。

○吉中会長 本日ご欠席の委員からいただいた意見について、事務局からご説明をお願いしますか。

○事務局（池谷課長補佐） まず、1番目のパラグラフですけれども、脱炭素社会の実現に向けて、分野1の地球環境の保全、分野5の共通的・基盤的な施策において、学校教育を含めた環境教育や家庭での省エネ徹底、再エネ転換の重要性は、評価と課題、今後の取組においてもっと強調すべきではないかというご意見です。

この意見につきましては、具体的な取組の中でももう少し強調できないかということを検討して、反映させられれば反映したいと思っております。

それから、指標として、環境教育の事業数や課外活動数、ゼロチャレ！家計簿の参加数などを採用できないかといったご意見です。

まず、環境教育に関する指標につきましては、別の個別計画で北海道環境教育等行動計画というものがございまして、こちらは来年度に見直す予定としてございまして、北海道環境教育等推進懇談会といった別の有識者会議の場で意見を伺いながら改定に向けて検討していますので、その中で改めて検討しながら、こういった形で反映できるかを考えていきたいと思っております。ただ、学校教育に関する指標については、北海道教育庁とも相談しなければいけないと思っております。

ゼロチャレ！家計簿につきましては、ゼロカーボン推進課からお答えできますでしょうか。

○事務局（梅田課長補佐） 北海道ゼロチャレ！家計簿は、スマートフォンのアプリでございまして、各世帯に入れていただくよう普及啓発しているものでございますけれども、ゼロチャレ！家計簿につきましては、道民の皆様にゼロカーボン北海道の意義を深めていただいて、二酸化炭素削減の行動につなげていただく取組を楽しみながら行っていただけたらということで開発しました。

道としましては、多くの皆様にご利用いただくことを期待しておりまして、引き続き、

アプリの登録や継続した利用に向けて取組を行ってまいりたいと考えてございます。

○事務局（池谷課長補佐）　続きまして、2番目のパラグラフの食品ロスの削減の話でございませう。

食品ロスの定義の部分で、国際的には生産過程の圃場ロスとか流通、加工、消費の過程で発生するフードウェイストなども含めて食品ロスと定義しているといったこと、それから、生産、流通などの食品ロスについては分野2の課題にもなるのではないかとということで、今後の指標として、圃場ロスとか水産ロス、外食産業ロスなどを採用できないかというところですよ。

これは、複数の課にまたがりますので、私から簡単に説明させていただきます。

食品ロス削減推進法では、食品ロス削減の中で、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組が提起されておりまして、同法に基づいて道で策定している食品ロス削減推進計画につきましても、食品ロスの発生削減目標や食品ロス削減に向けた行動目標を設定しています。

また、環境基本計画の分野2におきましても、食品ロスに限らないのですけれども、事業者の取組として、製造、建設、流通などの各段階でできるだけ廃棄物の発生を抑えるということになっておりまして、この中には、当然、食品ロスに関しても含まれており、委員の意見の趣旨が含まれていると考えております。

それから、今後の指標につきましても、生産現場でのロスの算定はなかなか難しいということもありまして、いただいたご意見につきましても、今後、関係部局等と相談しながら、どういった取扱いができるのか、変わるようなものがあるのか、ないのかということを含めて、次年度以降、もしくは個別計画の見直しの中で検討していけたらと考えております。

続きまして、3番目のパラグラフです。

分野5の環境と調和した農業の展開の中で、農林水産省が2021年に公表したみどりの食料システム戦略が反映されていないということです。また、有機農業の取組面積を25%拡大、化学農薬使用量の半減といったことも掲げられており、評価と課題、今後の取組に言及すべきというご意見でございませう。

まず、今回の点検・評価につきましても、環境基本計画で記載されている個別指標のYES! Clean作付面積や有機農業の取組面積を用いて行っておりまして、みどりの食料システム戦略につきましても、環境基本計画策定以降に公表されたものでございまして、道としての取組は農政部で行っているのですが、取組や目標へのご意見につきましても、次年度の点検・評価、もしくは環境基本計画の見直し時期などに検討していきたいと考えております。

それから、後段の消費の拡大の部分です。

学校給食などへの公共調達も有効ということと、今後の指標として有機食材の使用学校数なども採用できないかというご意見です。

関係課に確認しましたところ、学校給食の有機食材の利用に関する継続したデータは把握していないということで、いただいたご意見につきましては、今後の課題として、関係部局と共有しながら、こういった取扱いができるか、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、4番目のパラグラフですけれども、農水省、環境省の連名で、平成25年に住宅地等における農薬使用についての通知が送付されておりました、分野4の中で、この通知に記載がある事象が含まれているのか、また、含まれている場合については記載事項が遵守されているか、評価はどうなっているかというご質問がございました。

ここにつきましては、循環型社会推進課からお答えできますでしょうか。

○事務局（吉岡課長補佐） この通知についてですが、農薬につきましては、適正に使用されなかった場合には当然ながら環境汚染につながるということもございますので、分野4の化学物質等による環境汚染と当然関係はございますが、この通知の趣旨としましては、住宅地等で農薬を使用する場合に住民や子ども等の健康被害が生じないように、例えば、ラベルに記載された使用上の注意を守る、風が弱いときなど近隣への影響がない日を選ぶ、風向きに注意して行う、農薬の散布を事前に周辺の住民に周知する、散布した場合には立て札を立てたり散布区域に立ち入りをしないように制限を行うといった事項の遵守を求めているような内容になってございます。

道といたしましては、市町村や関係団体への周知などを含めて、この通知の趣旨の啓発に努めているところでございまして、遵守状況の確認、評価といったところまでは行っていない状況でございます。

以上です。

○吉中会長 私が忘れておりました、すみませんでした。

今後の指標として、具体的に武野委員から幾つかご提案がありました。今後、検討していただければと思いますし、次期環境基本計画策定の際にももちろん参考になるとは思います。毎年の点検・評価の際に様々な社会条件に応じて行うことになっていると思いますので、参考にいただければと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○井上副会長 今のご説明の中で、何か所かで次期の計画策定時にというお話があって、はっと思ったのですが、今日いただいた資料6-1の1ページのはじめにのところで「第3次計画では」とうたっておられるのですけれども、第3次計画はいつから始まっていつまでなのか、明示しておいていただけるとありがたいと思いました。

○事務局（池谷課長補佐） 策定が令和3年3月ですので、令和3年度からスタートして、計画期間が10年間です。5年で中間見直しを行うというふうになっています。

○井上副会長 3次計画としてはいつからですか。

○事務局（池谷課長補佐） 3次計画としては令和3年度からスタートでございます。

○吉中会長 環境基本計画本体は、2021年度、令和3年度からおおむね10年という

計画期間になっておりますので、それもこちらに明記していただければと思います。

先ほどうまくまとめておりませんでした。幾つか項目を出させていただきました。

それでは、この点検・評価は、今日いただいたご意見、修正箇所等の作業を事務局にさせていただきたいと思っております。その上で、必要に応じてご意見をいただいた委員にも事務局から個別にご相談させていただくかもしれません。

その上で、今日のご議論の方向で必要な修正を見させていただいて、それを審議会としての結論にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議の発言なし)

○吉中会長 どうもありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

所定の時間は12時までということでしたが、もう一本、大変重要な議題が残っております。

誠に恐れ入りますけれども、30分強、延長させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願います。

では、次の審議事項に移りたいと思っております。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（橋本課長補佐） 自然環境課の橋本です。

私からは、資料8-1、資料8-2、資料8-3-1から3まで、続けてご説明させていただきます。

生物多様性保全計画の見直しに関して、資料8-1をご覧ください。

これまでの検討経過ということで、令和4年5月に変更について諮問をさせていただきました。それから、こちらにあるような過程を経て審議をいただいているところです。

前回につきましては、令和5年10月31日に自然環境部会で検討している状況についてご報告をさせていただきました。

それ以降、本文について、自然環境部会でご審議いただいております。今回は1月29日に開催された自然環境部会で審議をいただいた内容を反映させたものを資料としてご提示させていただいておりますが、これは、ご意見をいただいたものを部会長のご判断をいただいて資料としてご提示させていただいているものですので、自然環境部会でも改めてご審議をいただく内容ということになってございます。

今後につきましては、年度明けにパブリックコメントを開催できるような形で、引き続きご審議をいただきたいというふうに考えております。

続いて、資料8-2をご覧ください。

前回10月31日にご提示した際も概要の形でお示ししておりましたけれども、中村前会長から、そろそろ本文で審議をすべきというご意見をいただいております。本日は、資料8-3-1から3で本文をお持ちしておりますので、メインとしてはこちらでご説明を進めさせていただきたいと思っております。

まず、次期の生物多様性保全計画についてです。

平成22年に策定して、おおむね10年で見直しを検討するというので、今、審議をいただいているものになります。構成としましては、資料8-3-1が本編、資料8-3-2が行動計画編、資料8-3-3が基礎資料編となっております。

本編が戦略に当たる部分になりまして、2050年の長期目標、2030年の中期目標にどのような考え方で向かっていくのかということが書かれております。

本編を具体的に実現していくためにどのような施策を進めるのか、アクションプランに当たるのが資料8-3-2の行動計画編、そして、資料8-3-3の基礎資料編は、現計画では前半にまとめていたものですが、計画を進めるに当たっての前提になるような情報、考え方について基礎資料ということでまとめているという構成です。

それでは、本編についてです。

前回、流れはざっとご説明しているのですけれども、改めてご説明させていただきます。

本編は戦略部分に当たるということで、13ページの2050年の長期目標では、生物多様性条約、生物多様性国家戦略で政府としても設定している長期的な目標として、自然と共生する社会の実現を北海道の生物多様性保全計画の中でも長期目標に据えております。

1枚めくっていただきまして14ページは中期目標についてです。

中期目標は2030年を設定しております。ここに向かうために、今、国家戦略がネイチャーポジティブの実現ということを掲げておりますけれども、ここに貢献できるように、北海道としてのネイチャーポジティブはどういうところまで実現できるのかということを考えて中期的な中期目標ということで、自然とのつながりの重要性を実感し、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性の損失の低減と回復の増進を図るということを中期目標に置いております。

この中期目標にどのように向かうかということの基本方針で4項目挙げておりますが、前回お示ししたものと基本的には変わってございません。

一つ目の基本方針は、生物多様性の損失をもたらす危機への対処です。これは、いわゆる保全的な考え方になっておりまして、この基本方針の中に、目指すべき状態、取るべき行動をそれぞれ置いております。

基本方針はどういうところを目指しているのかが目指すべき状態、そして、目指すべき状態にどのような取組、行動で向かっていくのかということが取るべき行動になっております。

国家戦略では状態目標、行動目標という設定がされておりますけれども、ほぼそれに倣った形の設定をしております。

18ページには、基本方針2ということで、こちらも同じく基本方針に対して目指すべき状態、取るべき行動がそれぞれ設定されております。

ここは、従前ですと保護区の考え方になると思うのですけれども、現在、国、環境省で進めている自然共生サイトという取組がありまして、これは、これまで自然保護とか生物多様性の保全を目的として法律や条例で網かけするという考え方だったものが、それ以外

の目的であっても土地の利用や管理が自然保護や生物多様性の保全に資するものでしたらきちんと認定していこうという取組をもって、全体としてネイチャーポジティブを目指していく、生物多様性の損失を止めて回復を図っていこうというところに向かおうというのが国の戦略で、それに倣った形で土地の適正利用・管理ということを基本方針2に掲げています。

めくっていただきまして、20ページの基本方針3についてです。

そのような土地の適正利用・管理を進めるというのは、目的を保全に置くのではなく、単なる保全ではなく、あくまでもそこから生態系が持つ様々な機能、いわゆる生態系サービスを積極的に活用していきましょうということです。

つまり、基本方針2の土地の適正利用・管理とか保全的な基本方針の考え方は、単なる保全ではなく、私たちが受け取る自然の恵みを活用するためのベースになるものということで、社会課題の解決や地域づくりに自然の恵みを活用していきましょうと基本方針3に掲げておりまして、これは基本としている国家戦略の中でも挙げられている一つになってございます。

めくっていただきまして、22ページの基本方針4は、この考え方向向かっていくために、日々の暮らしですとか様々な産業が北海道の自然の恵みに支えられているということを実感していただいて、その恵みを引き続き受け取れるように配慮した行動につながっていくということになってございます。

そして、めくっていただきまして、基本方針の四つ以外に横断的・基盤的な取組がありますので、方針にかかわらず、全体に係る部分ということを挙げておりまして、この四つの基本方針と横断的・基盤的な取組によって、中期目標、長期目標に向かっているという戦略を資料8-3-1の本編で説明しております。

この基本方針のそれぞれ目指すべき状態に対して、どういう施策が取り組むべき行動に当たるのかというのが行動計画編の中にありまして、それぞれ基本方針ごとに取り組むべき行動にどういう関連施策があるのかということを整理したものが行動計画編の本体になっております。

これを進めるに当たって、範囲がどうなるのかということです。これは北海道全体が範囲になるのですけれども、現計画は生態系別に実施方針を示す形を取っております。

4ページを見ていただきますと、生態系別というものがあります。

今回、次期計画の中では生態系別に方針を示すという形は取っていないのですけれども、前計画の八つの生態系に島嶼を加えました九つの生態系別に考慮すべき事項を提示しまして、関連施策、具体的な取組を進めるという形で生態系の考え方を取り込んでおります。

前回、瀧波委員から海は入るのかというご質問をいただいておりまして、宿題ということでご回答をその場で差し上げておりました。

見ていただきますと、5ページに(5)海岸、6ページに(6)浅海域とありまして、これは現計画でも取り込んでいる生態系になりますが、海の範囲としては、海岸から浅海

域についてはこの計画の対象と考えております。

ただ、考え方としましては、いかに水産資源の持続的な利用を図っていくかという視点でして、規制的なものをこの計画の中で考えていくという視点ではございません。恵みをどのように受け取っていくのかということを経営的に中期的な目標に向かって考えていくという設定になっております。

個別の関連施策はかなり件数がありますので、一個一個ご説明することは時間の関係で避けさせていただきたいのですけれども、前回、山中委員から、気候変動対策はかなり横断的なものになるので、その書き方についてきちんと工夫をしてほしいというご意見をいただいております、その部分をサンプルとして見ながらご説明させていただきます。

18ページをご覧ください。

基本方針3の社会課題の解決や地域づくりへの自然の恵みの活用に気候変動対策の部分を書かせていただいております。

なぜここに入っているかというところ、ご指摘のとおり、保全的な部分で考えなければいけない項目もありますし、自然が持っている機能、生態系サービスが気候変動の中の緩和策や適応策の役に立つということで、気候変動対策と連携しながら進めていくという部分で基本方針3をメインに据えております。

それを進めるに当たって影響も出るだろうということで、この中では便益の相反という言葉を使っておりますけれども、それに対して、きちんと最小化しながら、先ほど申し上げた生態系の機能と気候変動対策の相乗効果の最大化を図っていく、そこを促進していくというのが取るべき行動になっております。

では、北海道としては具体的にどういう関連施策で取り組んでいくのかというものが18ページから19ページに書かれている項目になります。

気候変動対策、再生可能エネルギーを進めた結果として、生物多様性や生態系に影響が出るという部分に関しては、18ページの気候変動対策に伴う生態系への影響の把握及び対応で関連施策を記載しております、ここにある2項目がそれに当たります。

それから、相乗効果を図っていくというところでの自然を活用した緩和策、適応策を進めるという部分は、19ページのイとウになりまして、緩和策についてはイ、吸収源としての生態系の機能を道の関連施策でどのようにフォローするのか、それから、適応策としてこれから起こっていく気候変動等の様々な変化に対して自然の機能がどのように活用できるのか、これを道の施策でどうやって見ていくのかということがウの丸の中に記載されております。

このように、基本方針を目指すに当たって取るべき行動、それに関わる関連施策を二、三行のセンテンスで整理しているというのが行動計画編の本体となっております。

では、これをどのように評価するのかということが行動計画編の指標に当たります。

31ページの指標一覧をご覧ください。

31ページからそれぞれ指標が書いてあるのですけれども、評価の方法としましては、

ここにある指標は個別の関連施策の進捗状況の評価するものではなく、それぞれの基本方針に対してどんな状態を目指していくのかという状態を単発ではなくて総体で評価をしていこうという考え方で、それぞれ基本方針に目指すべき状態が設定されておりますので、その状態をここにある指標を使って概観的に評価していこうという指標群になっております。

私たちが現時点で使えるような指標を拾っているのですが、なかなか難しいと考えております。これだけでどこまで評価できるのかというところは、かなり試行的になってくると考えておりますけれども、そのような考え方で評価をしていきたいと考えております。

評価のタイミングについては、資料の8-3-1の本編の29ページになります。

最後の1枚を開いたところに、3の計画の点検・評価及び見直しというところがございます。19行目ですが、本計画の中間年度となる令和9年度をめどに中間評価を行っていききたいと考えております。そして、令和12年度、2030年度には最終的な点検・評価を実施して、目指すべき状態がどこまで向かっていくのか、この計画が全体として2030年に設定している中期目標にどこまでたどり着けたのかという評価を令和12年度、2030年度の評価で行っていききたいと考えております。そのために使う指標として、先ほどの行動計画編の最後のところに表示しているものを今回お示しさせていただいております。

最後に、資料8-3-3については具体的な説明を省かせていただいておりますけれども、先ほど申しました計画を進めていくに当たっての基礎的な資料となっております。

私からの説明は以上です。

○吉中会長 冒頭に事務局からご説明がありましたとおり、自然環境部会で計9回の審議を行ってきております。直近の部会は1月29日に行いました。その際に部会でいただいた意見を反映させた私の案として、今回、お示ししております。今日、皆さんからいただいたご意見を部会に持ち帰って、次回部会で審議をして、うまくいけば次回部会あるいはその次ぐらいでパブリックコメントにかけられるような案にまとめたいと思っております。

それでは、どこからでも結構ですので、ご質問をお願いします。

○山中委員 気候変動対策とのトレードオフの関係がきれいに入っているのは、とてもうれしく思います。

もう一つの視点がありまして、例えば、資料8-3-1の22ページの基本方針4に自然のつながりの実感による道民行動の変容とあります。

まず、ここに書かれた文章は大変いいなと思います。つまり、国際的な視点も入っていると思います。タイトルが「道民行動の変容」になっていますが、企業もこういう視点がないとなかなか生産物を買ってくれない、また、輸出もできないという生物多様性に配慮した道の企業の行動も必要になりますので、「道内企業」みたいなものが必要だと思います。

本編はそうなっているのですが、それに対応する行動計画は、資料8-3-2の23ペ

ージから24ページ、25ページと続くところになると、国際的視点が落ちている気がします。

我々が生活するのにも、道内企業がいろいろな活動をするのにも、本道の恵みだけではなくて、半数以上あるいはそれ以上に国際的なものを輸入したりしているわけなので、そのときに生物多様性の視点がない企業は、最近のグローバル化から言えば退場処分になっていくという言葉は悪いですが、そういう視点や、道民の意識もそれをサポートするようなものが必要ですが、国際的な視点みたいなのが必要だと思います。

例えば、24ページの(3)の取るべき行動3 生物多様性への負荷が少ない消費・生活活動を推進するということに、国際的に熱帯雨林などを守る視点を入れるべきだと思います。

そう考えると、今度は指標のところにも、環境ラベルの指標をどれだけ採用している企業があるかとか、商品があるかとか、そういうものも指標に入ってくると思います。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 私は自然環境部会の委員ですが、部会で議論してコンセンサスができた部分が入ってないところはかなりたくさんある気がします。

例えば、13ページのところで、水産に関しては、藻場の再生のブルーカーボンの話を入れたらいいということになって、さらに指標のところにも、それに関する指標ができるだろうから、一般的なものでもいいから何か入れたほうがいいのではないかという話も、専門の委員からかなり詳しい説明があって、コンセンサスができた記憶があります。

それから、21ページのウの地域資源としての鳥獣の捕獲個体の有効活用についても、旭山動物園の坂東園長も委員なので、議論があって、エゾシカジビエだけではなくて、ここは捕獲鳥獣にするという話になっていたのではないのでしょうか。今、全国的に動物園での屠体給餌が非常に推進されているので、それも入れるということになっていたのではないかという気がします。

それから、26ページの環境教育のところは、一般的なことでいいから学校教育の話に触れてはどうかという話だった気がします。これは、29ページの事業者・関係団体等との連携のところにも研究・教育機関とあるので、ここで大学のことを含むのかなという気もしています。

もう一つ、道の生態系が海外とつながっているという部分は何回も何回も申し上げて、越境の渡り鳥等の生態系のつながりにも言及するという話になったのですが、その言及があるのかどうか、ちょっと探せないのだから分かりません。

全体的に、私たちがすごく時間をかけて議論をしてコンセンサスができた部分があまり反映されていないような気がして、少し残念な気がしました。

部内調整でいろいろ苦労されたと思うのですが、今日は時間がないのでコメントにしておきまして、次回の自然環境部会で議論できればと思います。

○吉中会長 直近の部会の意見があまり反映されていないというのは、私の責任です。申

し訳ありません。

ただ、今ご提案いただいたところはある程度反映されていたと思ったのですが、事務局からご説明をいただけることがあればお願いします。

○事務局（橋本課長補佐） まず、山中委員からご意見をいただいたところは、資料8-3-2の24ページに、国際的という表現はないのですが、アの事業活動における生物多様性への配慮促進の三つ目の丸の「生物多様性に配慮した事業活動や製品・サービス等について、道民・事業者などに向けた普及啓発を推進します」という辺りで、国際的な認証制度を活用されている製品の情報提供なども想定しているところです。

それから、自然環境部会の意見の反映ですが、国際的な部分というのは、割と各所に文言を散りばめています。

例えば、行動計画編の資料8-3-2の14ページをご覧ください。

ここは、国際的に移動する渡り鳥のようなイメージですが、そういった野生生物についての意識を持ちながら取組を進めていく必要があるということで、例えば、取るべき行動のところで「道外・国外」という表現を使っています。また、アの部分に関しては、国際的なネットワークをきちんと維持管理していきますということで、表現として伝わりづらかったところについて、道内だけではなくて、道外、国外にまで視点を向けていくという部分は記載しております。

また、ブルーカーボンに関しては、指標の部分も含めて、可能なものは取り込んでいきたいと考えているのですが、指標という観点でいけば、まだまだ私たちが利用できるレベルではないということもあって、指標の中に入っていないという事情があります。

関連施策に関しては、私たち自然環境部局以外の各部局に照会をかけて検討しておりますので、ここに関しては、可能なものは取り込んでいくということで整理をしてこの資料に至っておりますので、項目として落ちているものがあれば、その検討状況については、関連部局にも確認した上で、改めてご説明をしていきたいと考えております。

○吉中会長 また部会でも議論していきたいと思えます。

例えば、屠体の利用のところは、私の記憶では、行動計画編の21ページの関連する施策の概要のウの見出しを変更していただいています。一番当初はジビエみたいな話だったので、**「鳥獣の捕獲個体」**と、それを広げた形にいただいています。また、学校教育での環境教育をしっかりと取り上げるべきということも、学校での教育というのを文言として明記していただいて、私はある程度反映できたかなと考えて今回ご提示しましたが、まだご議論が足りないということがあれば私の責任ですので、次回の部会でしっかりと議論していきたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○井上副会長 これまで長く検討してこられて、今日のご説明でも、吉中会長は自然環境部会長として責任を持って見てきていただいたと思えます。

資料8-1の今後の検討内容と審議予定について、先ほども説明がありましたけれども、

3月以降に、再度、自然環境部会で素案（案）について審議をなさるということで、その後、4月以降にパブリックコメントとこの審議会としての答申を出すことの承認をするという手順をお考えなのですね。

これは大変申し訳ないことなのですが、事前に今日の会議資料もお届けいただいておりますながら、細かなところまでまだ確認できておりませんが、あまりそういうことばかりに時間を取るのはどうかと思っております。

ちなみに、次回自然環境部会は、3月以降になっておりますが、いつ頃の開催をお考えでしょうか。

○吉中会長 事務局からお答えいただけますか。

○事務局（橋本課長補佐） 可能であれば、3月中と考えております。

○井上副会長 それであれば、今日も幾つかの意見が出ておりますけれども、期日を決めて、改めて意見があれば会長宛てに出して、それを含めた上で自然環境部会でご検討をいただき、素案をパブリックコメントに出していただくと。パブリックコメントに出すということは、かなり固まったものを出されると思いますので、その内容について、事前にこの審議会の委員もチェックしておいて、回りの審議会でも答申案としてまとめられるという手順でいかがでしょうか。

○吉中会長 具体的な進め方についてご提案をいただきましたが、ほかの委員はいかがでしょうか。事務局もそういう進め方で実施可能な感じでしょうか。

○事務局（鈴木自然環境課長） ご意見をありがとうございます。

進め方に関しましては、今、委員がおっしゃられたように、審議会の委員の先生方からご意見をいただいた上で、それを反映させて回りの部会にかけられる形で進めたいと思います。

パブリックコメントの時期等につきましては、また審議の状況を踏まえた形になると思いますし、私どもも道庁内の議論が必要になってきますので、今の時点では明確には申し上げられませんが、早期に手続を進めて対応していきたいと思っております。引き続き、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

いつまでにご意見をいただくかという事務的なことは、追ってご連絡させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○吉中会長 よろしいでしょうか。

○井上副会長 手戻りの作業にならないように、意見を表明する場合にも考えて出さなければいけないと思っております。よろしく願いいたします。

○吉中会長 委員の方々には、大変お忙しい中を恐縮ですけれども、今日は私の進行が悪くて時間も足りませんので、ぜひ建設的なご意見をいただければありがたいと思います。それを参考にさせていただいて、部会でもう一度審議をしたいと思っております。

先ほど井上副会長がおっしゃったとおり、その後、パブコメにかけられる案について、何らかの形で審議会の委員の方にも共有させていただいた上で、パブコメにかけたいと思っております。

想定では、パブコメの後、パブコメでいただいた意見を踏まえて、保全計画の最終案を答申という形で、親会で審議して決めさせていただきたいと思っております。

そういう進め方でよろしいでしょうか。

(異議の発言なし)

○吉中会長 どうもありがとうございます。

今日は言い足りなかったことがたくさんあると思いますので、ぜひ、私と事務局に同報でも構いませんし、私宛てでも構いませんので、ご意見をいただければありがたいと思います。

保全計画については、ほかに何かありませんか。

(意見・質問等の発言なし)

○吉中会長 では、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

以上で予定しておりました審議事項は終わりました。

報告事項、審議事項を含め、全体を通して、あるいは、その他何かありましたらお願いします。

○児矢野委員 お疲れのところ、すみません。ほんの少しだけお時間をいただければと思います。

私から、事務局にお願いというか提案と質問があります。

一つ目は、改正温対法に基づいて答申をした道基準案の件です。

これは重要な案件で、審議会としてもかなり時間と労力を使って審議した案件なので、答申した審議会の社会的責任として、例えば、パブコメで出た意見やその後のプロセスの進捗、それから、最終的に採択された道基準の内容について、その都度、随時ご報告をいただけると大変ありがたいと思います。

これは意見です。

二つ目は、道基準の採択形式について、私は前回の10月31日は海外出張で失礼しましたけれども、出した意見書でどういう形式になるのか、お聞きしました。

道議会で承認するという話はいろいろお聞きしたのですが、いかなる形式で採択されるかについて、議事録によると確認されていません。つまり、事務局からご説明がなかったようなので、これについては、追ってで結構ですので、改めてご説明をいただけるとありがたいと思いました。

次に、今回の道基準案の審議の在り方については、私は法学の専門家としてかなり懸念を持っているということについて、申し上げます。

私としては、今から先般の道基準案の審議について蒸し返すつもりは全くありません。本日は、私が法学の専門家として強く懸念している点について発言させていただいて、議事録に残していただきたいと思います。そして、このようなことは今回限りにするべきということを法律専攻の委員として強く申し上げたいと思います。これは、審議会に意思決定を求めるものではありません。誠に申し訳ありませんが、お聞きいただけるとありがた

いです。

あくまでも私が申し上げるのは手続の話であり、実体つまり道基準案や答申の中身ではありません。これは答申案の中身ではなくて手続の話です。まず、私は、この審議会における審議プロセスで幾つかの重大な手続的な問題があったということを、10月31日の会議に欠席した際に提出し公表されている意見書の最後のページに、記させていただきました。

要するに、道の条例に基づいて透明性が求められる審議会の在り方として、適正手続の観点からかなり強い懸念を覚えたことが、道基準案の審議のプロセスでは幾つかあったということです。つまり、審議のプロセスにおいて、非常に透明性のない形で、バイラテラルな委員と事務局との間の意見交換で最終答申案がつけられて、そのプロセスの議事録もない形であったということは、北海道の将来にとって重大な道基準案をめぐる本件に関して、道条例に基づいて透明性と公平性と公開性を本旨とする審議会において、かなり遺憾であったということを、意見書で申し上げました。ただ、その際には、このプロセス自体の適法性に文句を言うつもりは全くなくて、今後、こういうことがないようにぜひお願いしたいということを申し上げました。

ところが、その後、10月31日の会議に私は欠席しているので、会議が合議体として決定したことから、その効力とか適法性などについて何か申し上げるつもりはなく、これは受容しております。しかし、そのプロセス、つまり私が意見書を出した後も、手続的に問題と思われるやり方があった、ということです。このようなやり方が審議会の審議のあり方として先例となると、特に、法的観点から大変困ると思います。公開とプロセスの透明性を本旨とする合議体としての審議会の形骸化を招きかねないからです。したがって、私としては強い懸念を覚えているということです。

まず第1は、先ほど申し上げた10月31日までの手続的な問題に関して、31日に提出した公式の意見書に書きました。

それから、10月31日の会議では、議事録を見る限り、多くの個別の論点、各項目について決定したことの内容が不明になっているような印象を受けました。つまり、何が具体的に決まったのか分からないままで会長に一任とされている事項が多い、という印象を受けます。

さらに、10月31日の会議の後に、私に対して、答申案の内容の確認、修正などを事務局から求められました。しかし、私は当日の会議に出ていないので、何を尋ねられたのかよく分からなくて、さらに議事録を見ても分からない点が幾つかありました。この点について事務局にもお尋ねしましたが、抽象的な回答しか戻ってこなかったです。ですから、審議会でも文書の方向性だけを決めて具体的に何を決めたのかということが分からない状態で、私のように当日の会議に欠席していた者も含めて各委員に確認が行くのはどうなのかと思います。

それから、会長一任とされていたようではすけれども、具体的に何が決まったのか分から

ない、つまり、議事録を見る限りでは具体的に決まっていなくても会長一任というのは、実質的に白紙とは申しませんが、それに近いのではないかと思います。10月31日の会議で、委員の総意でこのようなやり方が決まった以上、致し方ないと思えますけれども、本来、これは審議会の趣旨に反するのではないかと思います。

通常、会長一任というのは、「てにをは」や形式的な文言修正の話であるはずですが。道基準案は規范文書であり、実際にこの審議会ではこれを審議していました。そして、規范文書というのは文言の表現が非常に重要です。法学専攻の教員として、規范文書案の文言それ自体を審議すべきことは再三申し上げましたが、その確認は合議体として全体では行われなかったということです。これは、プロセスの透明性にも反するという事です。

それから、10月31日の審議会後の答申案の確認のやり方も、各委員に答申案の一部のみを提示しています。これもいかがなものかと思えます。議事録では、こうしたやり方をとることを決めたというふうには読み取れませんでした。これも著しく透明性に欠けるものです。道基準案というのは、そもそも1冊全体として意味をなすものであって、内容は相互に関連しています。したがって、ぶつ切れ状態で、それも、私の場合にはなぜこの部分の確認が来たのか分からず、電話で問い合わせても事務局からは適切なお説明もなく、「では対応頂かなくて結構です」というふうに言われました。このようなやり方があったというのは、やや合理性に欠けるのではないかという気がいたします。

つまり、委員全員に対して全体の答申案の中身を配付した上で確認を行うというのなら分かるのですが、一部のみ、その部分について発言した特定の委員のみに送られました。これでは、他の委員はほかのところに何が書いてあるか分からないので、非常に回答に窮したということがございました。

最後は、私の個人的なコメントです。10月31日の議事録を見る限り、十分な議論を尽くさないままで、委員から反対する意見の表明要請がされているにもかかわらず、そのまま強引に表決が取られているという事項があるように思われます。

実際に条例を見ると多数決で決めるということになってはいますが、その前提としては、国際会議においても、どこの会議も、議論を尽くした上で最終的にコンセンサスができない場合に表決ということになっているわけです。したがって、委員の中から説明を求めている声が出ているにもかかわらず、それを押し切って表決というのは、いかがなものかというふうに思いました。だからといって、私としては、今回の答申の在り方について、価値を否定するものではなく、ご理解いただければと思います。

したがって、今後のやり方として、今回のように重要な案件は、もう少し透明性を確保し、公開を旨とする審議会の道条例に沿った形の運用で進めたいと思えました。

とにかく12月末までにやらなければいけないということで、非常に急がれていたということだったと思います。けれども、前回の審議会で確認されたように、会長の退任は任期満了によるものではなくて会長個人の意向による辞任でありました。そうだとすればな

おさら、以上のようなあり方はいかがなものかという気がいたしました。これは、私のコメントとして、記録をしておいていただければありがたいと思います。

それから、今まで述べた件とは関係ありませんが、議事録を拝見すると、括弧して異議なしとする声ありということがあちこちに出ているのです。ところが、私が少なくとも記憶している限りでは、審議会では、異議なしという声がありではなく、異議は出なかったというのが正確です。議事録でありますので、今後は書き方をご検討いただきたいというふうに思います。

例えば、自然環境部会の議事録では異議は出なかったというふうに書かれており、こちらの書き方が議事録としては正確であろうというふうに思われます。したがって、この点についても今後ご検討をいただければというふうに思います。

大変長くなりまして申し訳ありませんでしたが、以上、よろしく願いいたします。

○吉中会長 どうもありがとうございます。

後段の審議会の進め方等について、環境審議会の会長として、これからしっかりと考慮していきたいと思います。事務局にも、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それから、前段の児矢野委員からのご質問ですけれども、地域脱炭素化の基準の今のプロセスの現状、最終的にどういう様態で決定されるのかというところで、もし今お答えできることがありましたら手短にお答えいただければと思います。

○事務局（尾原課長補佐） 今、促進区域の環境配慮基準についてはパブリックコメントをかけている最中ですので、この後、パブリックコメントの意見をまとめた上で、議会議論を経て基準を策定していくこととなっております。

○吉中会長 最終的には条例になるのですか。

○事務局（尾原課長補佐） 条例にはなりません、道議会に報告の上で、知事決定で決まることとなります。

○児矢野委員 できましたら、先ほど申し上げたように、ここの審議会の社会的責任もあるので、パブコメで出た意見、その後のプロセスの進捗、最終的に採択された道基準の内容については、道の審議会があるたびに報告事項として逐次ご報告をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（尾原課長補佐） わかりました。

○吉中会長 事務局、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかはいかがでしょう。

（意見・質問等の発言なし）

○吉中会長 時間を大分超過してしまいまして、申し訳ありません。

以上で今日の報告、審議を終わりたいと思います。

進行を事務局にお戻しいたします。

皆さん、どうもありがとうございました。

3. 閉 会

○事務局（佐々木環境政策課長） 吉中会長、委員の皆様、熱心なご議論をありがとうございました。

次回審議会の開催につきましては、今のところ、年度明けの5月を目途に考えているところでございます。

近くなりましたら、事務局から委員の皆様に日程照会をいたしますので、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上